

【巻末資料（統計データ等）】

Ⅰ 支え合いセンターの人員体制

職 種	H30	H31	R2		R3		R4	R5
	10/1	4/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	4/1
社協正規職員 (センター長)	1	1	1	1	1	1	1(1)	1(1)
社協正規職員(副セン ター長(相談員兼務))	1	1	1	1	1	1	1(1)	1
社協正規職員 (相談員)	0	2	3	3	2	2	2	1
非常勤(見守りリーダー)	0	5	4	6	5	4	0	0
臨時(見守り連絡員)	3	34	31	23	9	0	0	0
事務員(入力他)	0	4	5	4	4	3	2	1
事務員(電話対応)	0	0	2	2				
生活困窮対応相談 員(住まいの伴走型支 援を含む)※めやす箱	0	1	2	2	2	2	1	0
障がい世帯対応相 談員(住まいの伴走型 支援を含む)※リンク	0	1	2	2	3(1)	3(1)	1	0
合 計	5	49	51	44	27(1)	16(1)	8(2)	4(1)

( ) 内数値は、兼務人数

・開設当初は、センター長1人、副センター長1人(相談員兼務)、見守り連絡員3人でしたが、事業運用しながら増員していきました。

平成30年11月末では18人、平成30年12月末では43人体制とし、それ以降は、令和2年9月まで45人以上の体制を維持しました。最大で54人体制(令和元年10月末)。見守り連絡員の最大は、平成31年3月末時点の44人(うち4人は見守りリーダー)でした。

- ・訪問は、2人1チームで行いました。見守り連絡員は、勤務体制が、週2日から週5日まで様々だったので、全員が毎日勤務していたわけではなく、当初3年は、1日平均で6~7チーム(12~14人の連絡員)が勤務し、1チームあたり平均8~10世帯の訪問を行いました。
- ・職員数については、被災世帯ごとに訪問間隔を決めて訪問していく中で、概ね計画どおりに訪問することができたので、結果として妥当な体制だったと考えています。

## 2 定期的な訪問世帯数及び訪問世帯数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
定期的な訪問世帯数 (4/1時点) ※区分Ⅱ以上。R2までは未区分含む。	約5,800 (10/1時点)	4,816	2,864	805	90	24⇒6 (1月末)
延べ訪問世帯数 (3/31時点) ※訪問・電話・来所。不在・不通含む。	7,756	30,365	42,370	46,020	47,138	47,820
訪問世帯数(年間)	7,756	22,609	12,005	3,650	1,118	682
訪問世帯数(月平均)	1,293	1,884	1,000	304	93	69
訪問世帯数 (面会：日平均) ※電話・来所除く。	22.7	28.6	19.0	8.1	3.1	2.1
訪問世帯数 (不在：日平均) ※H30は居所不明含む。	36.4	26.1	7.5	2.9	0.7	1.1
電話世帯数 (通話：日平均)	10.1	20.3	12.6	3.0	0.7	0.2
電話世帯数 (不通：日平均)	5.0	14.8	9.1	1.1	0.1	0.0
仮設住宅入居世帯数 (4/1時点)	3,285 (12月末)	3,027	1,478	447	42	5⇒0 (7/6以降)

令和5年度は1月末時点

- ・面会、不在を合わせた訪問世帯数は、平成30～令和元年は1日あたり50～60世帯でした。
- ・当初は面会できた世帯より、不在や転居先不明等で会えない世帯の方が多かった状況でした。
- ・通話、不通を合わせた電話世帯数は、平成30年度は1日あたり15世帯、令和元年度は1日あたり35世帯程度でした。
- ・平成30年度に、日中の訪問で会いづらかった世帯について、令和元年度以降に、夜間・休日の電話連絡を実施し、状況把握に努めたことで、電話の世帯数が増加しています。

### 3 支援類型別世帯数の推移（7月末時点）

区分	R 1	R 1 (11月末)	R 2	R 3	R 4	R 5
I	1,535	2,143	3,823	5,087	5,589	5,587
II	1,758	1,710	470	250	20	6
III	723	1,359	1,254	298	27	6
IV	303	282	110	32	4	2
<b>II以上計</b>	<b>2,784</b>	<b>3,351</b>	<b>1,834</b>	<b>580</b>	<b>51</b>	<b>14</b>
未区分	1,442	235	47	-	-	-

- ・支援類型のうち区分II以上の世帯数が、定期的な訪問を継続した数です。毎年7月末時点の数値（死亡世帯は除く。）で、被災から1年ごとの数値です。
- ・当初は、全ての被災世帯、約5,800世帯を対象に訪問を開始しましたが、まずは、被災者に実際にお会いして、思いを傾聴するところから始めたため、一歩踏み込んで世帯の課題を聞き取り、整理して、支援類型（区分）を決めるためには、ある程度の時間を要しました。
- ・被災1年後の令和元年7月末時点で、約3割がまだ未区分の状態でした。
- ・未区分を含まない、区分II以上の世帯数としては、令和元年11月末がピークで約3,400世帯でした。

### 4 区分II以上の世帯類型別数（7月末時点）

世帯類型	R 1	R 1(11月末)	R 2	R 3	R 4	R 5
高齢者単身	386	414	283	137	5	1
高齢者のみ	525	516	236	68	6	1
障がい者(高齢者除く)の単身世帯	17	13	10	7	1	0
障がい者(高齢者除く)のいる世帯	122	162	107	67	7	1
単身	288	405	276	69	8	4
その他	1,446	1,841	922	232	24	7

- ・「その他」の中には、高齢者を含む世帯が約2割（R1時点）あり、「高齢者単身」、「高齢者のみ」と合わせると、高齢者がいる世帯が、区分II以上の半数を占めていました。

## 5 会議実施状況

会議名		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
個別支援会議	開催回数	1	35	23	22	19	10
	検討世帯数	18	2,475	858	468	573	123
	検討回数2回 目以上	0%	0.8%	39.7%	89.1%	98.3%	100%
うち 個別支援会議 (事前会議)	開催回数	-	19	12	8	16	10
	検討世帯数	-	2,230	792	246	573	123
	検討世帯数 (1回平均)	-	117.4	66.0	30.8	35.8	12.3
うち 個別支援会議 (本会議)	開催回数	1	16	10	5	3	-
	検討世帯数	18	245	43	16	0	-
	検討世帯数 (1回平均)	18.0	15.3	4.3	3.2	0	-
うち 再建加速支援 会議	開催回数	-	-	1	9	-	-
	検討世帯数	-	-	23	206	-	-
	検討世帯数 (1回平均)	-	-	23.0	22.9	-	-
ケースカンフ ァレンス	開催回数	5	45	41	33	25	17
	検討世帯数	104	513	164	313	370	707
	検討世帯数 (1回平均)	20.8	11.4	4.0	9.5	14.8	41.6
ケース会議	開催回数	-	9	28	17	4	3
	検討世帯数	-	9	29	18	4	3

令和5年度は1月末時点

・個別支援会議は必要に応じて複数回実施しましたが、令和3年12月に、その時点での区分Ⅱ以上の全世帯について、個別支援会議（1回目）を完了しました。

状態像の整理（支援区分の分類）～「状態像2020」～

(1) 訪問の必要性に基づく分類

A 世帯の自立に必要な5つの視点[生活課題]		自立している世帯の状態像	課題となる具体的な状況
I群	心身の健康と安定した日常生活	①家族の支援、介護サービスの利用、医療機関の支援・関与、地域内の生活支援活動の提供等を必要に応じて活用し、支障なく日常生活を送っている。 ②被災に由来する精神的ショックや環境の変化を受け止めようとする意識があり、自分なりに気持ちの整理ができています。 ③日常生活において、精神的に大きなストレスを抱えていない。	#) 医療（受診・通院）が必要な状態だが、受けられていない #) 定期的な通院はできているが、服薬管理に課題がある #) 福祉サービス（高齢、身体・知的障がい、児童）が必要な状態だが、受けられていない #) 被災後、睡眠をとっても疲労感が取れない #) 心理的な理由により、食欲がわかない #) 心理的な理由により、眠れない #) 災害で大切な人を亡くした悲しみや喪失感、恐怖感がある #) 日常生活に支障が出るほどのストレス、気分の落ち込みや疲労感が強く見受けられる #) アルコールの摂取が不適切（量・時間・場所）である #) 被災前よりも、日常生活動作などの身体機能や体力が低下している #) 被災前よりも、物忘れが多くなるなどの認知機能が低下している #) 身体的（加齢や環境）・心理的な理由により、閉じこもりや引きこもりがある #) 集中困難、思考力低下、短期記憶喪失、判断・決断力低下などがある #) 介護や子育てへの不安感、負担感、疲労感がある #) 世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話さずらい家庭内の悩みがある #) 家の内外の状況や臭いなどについて気になる点がある（家の内外が乱雑で、悪臭がある） #) 身体的（加齢や環境）・心理的な理由により、身だしなみを整えたり、身体的清潔を保てていない（尿臭などがある）
II群	社会的関わりの維持	①町内会・自治会等に加入する、または他の方法で、近隣住民との関わりや社会参加への意欲があり、実践されている。 ②定期的な通い先がある。（勤務先、近隣のサロン、趣味活動、デイサービス等） ③特定の関係者による月1回以上の定期的な訪問や交流がある。（別世帯の親族、知人、民生委員、ケアマネジャー等の福祉関係者等） ④必要に応じて、支え合いセンター以外に生活上の相談事を話せる相手がいる、または相談先を把握している。	#) 円滑・良好なコミュニケーションをとれる家族（親族等）がいない #) 近くにすぐ連絡がとれる家族や親せきがない #) 生活上の困り事を相談する窓口や相談機関がない、又は相談先が分からない #) 困った時に相談できたり助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいない #) 困った時に相談できたり助けてくれるボランティアグループや団体、サービス事業者等とのつながりがない #) 住環境の変化による、新たな関係づくりなどに対する不安やストレスがある #) 見守り連絡員や支援機関職員の訪問時に面会ができない（拒否的である） #) 買い物や通院などの移動手段がない #) (1～2週間の間に) 通い先（職場、病院、買い物、サロン、趣味活動、デイサービス利用等）がない #) (1～2週間の間に) 近隣住民、親族、友人・知人の訪問や交流がない #) (1～2週間の間に) 各種サービス利用等による支援者との関わりがない #) 行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある #) 行政や支援者等関係者に対する不信や怒りがある
III群	生計の維持	①世帯員の就労・年金収入や親族の援助等により、将来の生計が維持できる見通しがある（生活保護受給の場合も含む） ②住宅再建費用等の大きな支出を必要とする場合、無理のない支出計画を立てることができる。	#) 世帯としての勤労収入がない #) 世帯としての勤労収入以外の収入（年金、生活保護費受給、不動産収入、貯蓄、遺産や親族による金銭的支援）がない #) ライフライン（電気、水道、ガス）、冷暖房設備が保たれていない #) 震災で失った車や住宅のローンが残っている #) 再建・修繕した住宅のローン返済、家賃や生活費等の支払いに遅れや滞納がある #) 被災によりくらし向きが変化し、あるいは将来の生活に関する不安の訴えがある
IV群	住宅環境の整備	①みなし仮設住宅の公的補助の終了を見据え、今後の生活拠点をどこにするか定まっている。（被災前の土地に戻るかは不問） ②住宅再建や転居先物件の確保等、将来の住居の取得方法や手順について、具体的な見通しを立てることができる。	#) 住まいの再建方針が決まっていない（新築、リフォーム、民間賃貸、市営住宅、災害公営住宅等） #) 住まいの再建時期が決まっていない #) 住まいの再建資金に目途が立てられていない #) 住まいの再建に向け、就労状況等に不安がある #) 住まいの再建における家族間の合意が図れない #) 住まいの再建について、考えられない、考えたくない、見通しが立たない（立ち退きも含む） #) 現在の住まいについて課題がある（環境面等）
V群	情報の収集と活用	①自身が求めたい情報の入手方法・経路があり、実際に情報が得られている。 ②収集した情報を、生活面の維持・向上などのために活かす判断・行動ができる。	#) 情報の入手や理解、社会的な手続きができない（難しい）
B 生活支援相談員から見た「見守り支援の必要性」		見守りが必要と見込まれる世帯の状態像	
「孤立防止」、「様々な不安の解消」、「要支援状態の早期発見」等への対応が必要と見込まれる		①AのI群からV群の生活課題に限らず、必要な支援者と繋がっていない場合、又は、主な支援者から支え合いセンターに支援協力が求められている場合。 ②支え合いセンターが世帯を見守り対象とみなした場合。 ③要支援リスクが3点以上(※)で安否確認を行う必要があると見込まれる場合。 (※)【別表】要支援リスクの確認項目 (P.47)	

A		課題レベルと世帯の状態像 * 世帯員の状態と状態像を照らし合わせ、以下の4段階に分類	
I群	レベル0	元々心身・生活に問題がない、又は世帯員だけで自己解決できている状態	
	レベル1	課題はあるが自己解決の見通しが立っている状態、又は親族の関わりや適切な関係者の支援等が得られている状態	
	レベル2	支え合いセンターが当面の相談・支援先として関わる事が望ましい状態、又は生活課題の解決に向けて何らかの動きがあり、経過観察中の状態	
	レベル3	外部組織との連携・協議による何らかの支援対応が必要な状態、又は対応中の状態	
	情報なし	世帯員から情報を聞き取れていない、又は長期にわたり状況変化を確認できていない	
II群	レベル0	世帯外での対人関係や地域社会・職場等との関わりが自らの意思で保たれている状態	
	レベル1	世帯外親族からの世話や関係者の支援を得ることで暮らしが安定している状態、又は社会とかかわる意欲は低いが必要に応じて世帯員が自己対応できそうな状態	
	レベル2	社会的な関わりが不足しており、支え合いセンターが当面の相談支援先として関わる事が望ましい状態、又は課題整理中の状態	
	レベル3	外部組織との連携・協議による何らかの支援対応が必要な状態、又は対応中の状態	
	情報なし	世帯員から情報を聞き取れていない、又は長期にわたり状況変化を確認できていない	
III群	レベル0	元々問題がない、又は世帯員だけで自己解決できている状態	
	レベル1	課題はあるが自己解決の見通しが立っている状態、又は親族の関わりや適切な関係者の支援等が得られている状態	
	レベル2	支え合いセンターが当面の相談・支援先として関わる事が望ましい状態、又は生活課題の解決に向けて何らかの動きがあり、経過観察中の状態	
	レベル3	既に生活に困窮している、又は将来の困窮が明らかで、外部組織との連携・協議による何らかの支援対応が必要な状態、又は対応中の状態	
	情報なし	世帯員から情報を聞き取れていない、又は長期にわたり状況変化を確認できていない	
IV群	レベル0	再建方針が決定しており特に問題がない、又は世帯員だけで自己解決できる状態	
	レベル1	再建方針は明確でないが、自己解決の見通しを立てることができる状態、又は親族の関わりや適切な関係者の支援等が得られている状態	
	レベル2	支え合いセンターが当面の相談・支援先として関わる事が望ましい状態、又は将来設計に向けて何らかの動きがあり、経過観察中の状態	
	レベル3	外部組織との連携・協議による何らかの支援対応が必要な状態、又は対応中の状態	
	情報なし	世帯員から情報を聞き取れていない、又は長期にわたり状況変化を確認できていない	
V群	レベル0	世帯員だけで情報収集・整理・活用ができると見込まれる状態	
	レベル1	世帯員の情報整理能力に関わらず、親族の関わりや適切な関係者の支援等が得られている状態	
	レベル2	情報の収集・整理のため、支え合いセンターが当面の支援先として関わる事が望ましい状態、又は情報提供を求められている状態	
	レベル3	今後の生活保持のために、外部組織との連携・協議による何らかの支援対応が必要な状態、又は対応中の状態	
	情報なし	世帯員から情報を聞き取れていない、又は長期にわたり状況変化を確認できていない	
B		課題レベルと世帯の状態像 * 世帯員の状態と状態像を照らし合わせ、以下の4段階に分類	
	レベル0	世帯員自身が健康的に生活し、特に問題なく暮らしている状態	
	レベル1	親族の関わりや適切な関係者の支援等を受け、世帯員の生活が保たれている状態	
	レベル2	支え合いセンターが見守り対象とみなしている、又は要支援リスク3点以上で安否確認を行う必要があると見込まれる状態	
	レベル3	必要な支援者と繋がっていない、又は主な支援者から支え合いセンターへ支援協力が求められている状態	
	情報なし	世帯員から情報を聞き取れていない、又は長期にわたり状況変化を確認できていない	

【別表】 要支援リスクの確認項目

No	テーマ	世帯員の状況	点数
1	要介護者	日中、75歳以上の世帯員・要介護者・障がい者・小学生以下の子どものみになることが日常的である	2
		(特例) 上記世帯員の他に、上記に当てはまらない同居者が1人以上いる、又は週に1回以上世帯の様子を確認する親族や支援関係者がいる	1
2	整容	着衣の乱れや清潔感など、見だしなみに気を配られていない	2
3	住環境	家の内外の散らかりや、明らかな異臭がある時、住環境に乱れがある	2
4	アルコール依存	日中でも日常的に飲酒しているような世帯員がいる (疑いがある)	3
5	ADL・IADL	日常的な家事・歩行など、生活動作に支障がある世帯員がいる	1
6	認知症等	物忘れや言葉のもつれ、同じ話の繰り返しなど、世帯員との会話に違和感がある。	2
		(特例) 違和感を覚えた世帯員が介護保険サービスを受けている、又は認知症に関して定期受診による助言を受けている	1
7	抑うつ	世帯員の態度に気分の落ち込みや疲労感、生活意欲の衰えがある	2
		(特例) その世帯員が症状を自覚して心療内科を受診している、又は心のケアに関する対応を行っている	1
8	家庭内不和・虐待	世帯員の間での口論や、遠慮、萎縮、他人に相談しづらい悩みがある	2
9	不平不満	行政や民生委員の関わり、支援制度などの活用に不満や拒否感がある	1
		(特例) 不信や怒りの感情が明らかで、関係改善の余地がない様子である	2
10	拒否感	支え合いセンター相談員の来訪に対し、何となく拒否感が感じられる	1
		(特例) 明確な拒否や関係悪化の見込、怒りの感情を伴う拒否感がある場合	支援中止

※No.10の特例補足として、支え合いセンターへの不信・怒りを伴う等、感情を害していることが明らかな場合は無理に聞き取りせず、早々に退出すること。

(2) 支援ニーズに基づく分類

C 支援ニーズに基づく分類	支援ニーズのレベルと世帯の状態像	
	* 世帯員と会話した時の印象を基に、以下の4段階に分類	
被災世帯が誰の力でどのように自立したいと考えているかを「支援ニーズ」として捉える	レベル0	生活課題の有無に関わらず、世帯のことは他者の支援を求めている
	レベル1	生活課題はあるが他者の支援が得られており、支え合いセンターには支援を求めている
	レベル2	生活改善・課題解決の意欲があり、生活支援相談員の関わりを求めている
	レベル3	支え合いセンターを含む支援者・組織に積極的な支援を求めている
	情報なし	世帯員の意向を客観的に判断し難い、又は長期に渡り意向を確認できていない

### (3) 訪問区分の判断

「(1) 訪問の必要性に基づく分類 (A・B)」と「(2) 受援ニーズに基づく分類 (C)」の分析結果により、支え合いセンターとしての関わり方を、以下の6つの訪問区分に分類し、次回以降の対応を決定。

<b>A区分</b>	<b>優先対象 (優先訪問)</b>	受援ニーズが高く、客観的にも生活課題や見守りの必要性を確認している	「訪問の必要性」の中に1つでもレベル「2～3」があり、「受援ニーズ」がレベル「2～3」
<b>B区分</b>	<b>定期見守 (見守支援)</b>	受援ニーズが低い、又は生活課題の自覚がないが、客観的には見守り支援が必要	「訪問の必要性」の中に1つでもレベル「2～3」があり、「受援ニーズ」がレベル「0～1」
<b>C区分</b>	<b>再訪希望 (訪問希望)</b>	受援ニーズが高いが、支え合いセンターとしては自立状態とみなしている	「訪問の必要性」が全てレベル「0～1」で、「受援ニーズ」がレベル「2～3」
<b>D区分</b>	<b>自立状態</b>	受援ニーズが低い、又は訪問拒否されており、客観的にも自立度が高い	「訪問の必要性」、「受援ニーズ」が全てレベル「0～1」
<b>E区分</b>	<b>状況未確認</b>	訪問時不在、又は十分な判断材料が得られておらず、判断保留の状態	「訪問の必要性」の内、判断している項目が3つ以下
※以下の状況に該当する世帯は、接触する必要がない限り訪問対象から外す。			
<b>F区分</b>	<b>(所在不明)</b>	(例) 外観から空き家と確認できる等、客観的に世帯が居住していない、被災に関する制度を利用していない、等	

※訪問区分による次回訪問時期の目安

A区分	世帯と合意した積極的な課題対応にあたるので、少なくとも月1回程度の訪問。不在の世帯で、不在票にも反応がない場合は電話。それでも接触できない場合は、次回1か月後に訪問。不在が続く場合は被災者見守り支援室に相談。
B区分	世帯としては支援を強く望まないで、2か月に1回程度の訪問。不在の世帯で、不在票にも反応がない場合は電話。それでも接触できない場合は、次回2か月後に訪問。不在が続く場合は被災者見守り支援室に相談。
C区分	支え合いセンターとしては支援課題が少ないので、3か月に1回程度の訪問。不在の世帯で、不在票にも反応がない場合は電話。それでも接触できない場合は、次回3か月後に訪問。不在が続く場合は被災者見守り支援室に相談。
D区分	世帯も支え合いセンターも互いに訪問支援は不要と感じているので、個別訪問は見送る。世帯から支援要望を受けた場合や状況変化の情報を入手した場合は、再度の課題分析により区分の見直しを行う。
E区分	不在票投函にも反応がなく、その後も不在で連絡も来なければ当面の訪問は見送る。再アプローチの時期等については相談。十分な判断材料が得られておらず判断保留としている世帯については、次回3か月後に訪問。
F区分	個別訪問の対象から除きただけなので、その他の支援(ダイレクトメール発送・サロン案内等)とは分けて考えること。必要に応じて訪問再開することもある。